

令和4年4月15日

大口町長 鈴木 雅博 様

大口町下水道事業経営審議会  
会長 柘 植 満

下水道使用料の改定について（答申）

令和3年6月11日付け大建第105号にて諮問のありましたこのことについて、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 答申内容

- (1) 改定に係る事務コストと予測の確実性を考慮し、使用料算定期間は令和5年度から令和9年度の5年間とする。
- (2) 一般会計から多額の補てんを受けて経営を成り立たせている現状を考えると、改定時期は早いほうが望ましいが、使用者への周知の期間、また地方公営企業法の財務規程が適用されるタイミングであることを考慮し、令和5年4月施行とすることが適当である。
- (3) 一般会計からの補てんに頼らない独立採算を実現するため、目標とする平均使用料単価を、「経費回収率100%相当額」である「151円/m<sup>3</sup>」とすることが適当である。

### 2 付帯意見

- (1) 財政収支予測は5年程度で見直し、適正な使用料単価の確認を行うとともに、必要に応じて使用料の改定を行われたい。
- (2) 使用料改定の状況をはじめ、下水道事業の経営状況を住民にわかりやすく情報発信されたい。
- (3) 地方公営企業法の財務規程の適用を機に経営状況をよりの確に把握するよう努め、さらなる経費削減、事業の効率化とともに、水洗化率の向上等による使用料収入の増収を図り、将来にわたり安定的な下水道事業経営を展開されたい。